

◎新潟県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業津有南部第2地区に係る換地処分をした。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一